

北上市立公園規則の一部を改正する規則

北上市立公園規則（平成12年北上市規則第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（準用規定） 第2条 北上市都市公園規則（平成12年北上市規則第21号）第2条から第6条までの規定は、市立公園について準用する。 この場合において、「都市公園」とあるのは「市立公園」と読み替えて適用する。	（準用規定） 第2条 北上市都市公園規則（平成12年北上市規則第21号）第2条から第8条までの規定は、市立公園について準用する。 この場合において、「都市公園」とあるのは「市立公園」と読み替えて適用する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。